



補助金交付決定書

決定第31号

住所 函館市日乃出町15番1号

氏名 株式会社古清商店

代表取締役 古伏脇 隆二

函館市企業立地の促進に関する条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、平成27年6月18日付けで申請のあった補助金については、同条例施行規則第13条第2項に基づき、金300,000,000円を交付することを決定します。

ただし、次の事項を承知してください。

平成27年8月 3日

函館市長 工藤 壽



1 補助金の額

| 補助<br>類型 | 補助対象投資額・雇用増    | 補助金の額        | 内訳<br>(類型6・7による<br>補助の場合) |
|----------|----------------|--------------|---------------------------|
| 4        | 2,363,294,398円 | 300,000,000円 | 円                         |
|          | 10人            |              | 円                         |

なお、規則第14条の規定により、次のとおり分割して交付します。

<分割交付の内容>

| 交付年度   | 平成27年度       | 平成28年度       | 平成29年度       |
|--------|--------------|--------------|--------------|
| 分割交付金額 | 100,000,000円 | 100,000,000円 | 100,000,000円 |

2 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることがあります。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、または受けようとしたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金の交付の決定後5年以内に工場等の操業等の休止または廃止をしたとき(次に掲げる場合を除く。)

ア 災害により操業等を継続することができなくなった場合

イ 企業経営の悪化等による倒産の場合で、交付の決定を受けた補助金の全額の交付を受けているとき。

ウ 規則第16条第1項の規定による協議を行い、市長が特にやむを得ないと認めた場合

3 補助金の返還を命ぜられ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければなりません。

4 当該補助金は、函館市企業立地の促進に関する条例第5条に規定する工場等の立地に対して交付されるため、助成対象となる固定資産に関して、圧縮記帳を行うことができます。